

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 中 和 末

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

なお、監査の対象の部課名は、平成28年4月1日付け組織機構改編前の部課名です。

1 監査の対象

健康医療部

地域医療課、保険年金課、健康増進課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

山 下 敏 彦

田 村 勇 一

4 監査の実施期間

平成28年2月15日から平成28年5月11日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域医療課（現在は福祉医療部地域医療課）

(1) 収入事務

ア 出納員等に関する規則に基づく徴収がされていなかった診療所収入について、今後は適正に処理します。

イ 会計事務規則に基づく手続きがされていなかった医薬材料の返品額と

購入額の差額収入について、会計事務規則に基づく手続きを行いました。

ウ 会計事務規則に基づく調定がされていなかった診療所一部負担金の徴収について、今後は会計事務規則に基づく調定を行います。

(2) 支出事務

ア 会計事務規則に基づく手続きがされていなかった医薬材料の返品額と購入額の差額支出について、会計事務規則に基づく手続きを行いました。

保険年金課（現在は環境生活部保険年金課）

(1) 支出事務

ア 会計事務規則に基づく手続きがされていなかった資金前渡された療養費負担金の精算について、今後は適正に処理します。

健康増進課（現在はこども健康部健康づくり推進課）

(1) 共通的事項

ア 特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なっていたことについて、勤務実績に基づきシステムの内容を修正しました。

イ 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった施設の使用許可について、職務権限規程に基づく決裁をしました。

ウ 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった機器の貸出しについて、職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 契約事務

ア 契約事務規則に基づく手続きがされていなかった器具賃貸借契約の締結について、今後は適正に処理します。